

(經濟產業省3-7-3)

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

測定指標

參考指標

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠) 著しい悪影響をもたらすおそれがある化学物質について使用を制限する等の適切な管理を実施していくためには、規制の判断となるリスク評価を着実に進めていく必要がある。化学物質に関するリスク評価については、専門家の意見を踏まえ不断の見直しを行いつつ、関係法令等に基づき着実に実施されているため、適切な化学物質管理について相当程度進展があったものと判断した。	相当程度進展あり
	施策の分析	化学物質管理政策においては、化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取組を促す化管法の双方の制度見直しや新制度の制定等により時代に応じた制度の合理化・適正化を進めてきた。具体的には、平成21年度の化審法改正を踏まえ、リスク評価の対象となる化学物質の範囲を広げ、規制の判断の基礎となるリスク評価を着実に進めている。また、化管法が施行されて15年超が経過し、環境への排出量に関するデータや新たな有害性情報の蓄積等の状況が変化する中で、令和3年度に化管法の対象物質を見直し、令和4年度にこれを踏まえた指針の改正、届出システムの改修等を行うとともに、関係業界・企業等に当該内容の周知を行うなど、化学物質の人・環境への悪影響を最小化するため、国際動向を注視しつつ経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施した。	
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、時代に応じた化学物質管理制度の合理化・適正化を検討しつつ、リスク評価を着実に実施する体制を維持・強化しながら、化学物質の人・環境への悪影響を最小化するため、国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和4年度スクリーニング評価等の進め方及び評価結果(令和4年11月18日 令和4年度化学物質審議会第3回安全対策部会) 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅰの結果及び対応について(令和5年3月31日) 優先評価化学物質の評価ステータス(令和5年4月1日) フロン類使用合理化計画の取組状況等について(令和5年3月24日 第18回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ)
---------------------------	---

担当部局・課室名	製造産業局 化学物質管理課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	---------------	----------	--------